

私第1029-100号  
平成25年9月19日

各私立学校設置者 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様  
各私立幼稚園長 様  
各私立高等専修学校・各種学校長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

「教員免許制度の概要」について（通知）

標記について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局教職員課から周知依頼がありましたので、お知らせします。

教員免許制度は、学校教育制度の根幹をなす重要な制度です。しかしながら、本年7月来、失効した教育職員免許状を免許管理者に返納せずに使用し教員に採用される事件や、相当の免許状を有しない者を教員に採用する事件が発生しております。

また、手続きをせずに免許外の授業を担当していたり、教員免許の更新漏れにより無資格状態で授業を実施するなど、学校における不適切な事例も報道されています。

つきましては、各私立学校（園）におかれましては、本通知を踏まえ、教員免許制度について改めてご理解いただくとともに、同制度に従った適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/info/index.html>

（お問い合わせ先）

大阪府府民文化部私学・大学課

小中高振興グループ 島田 (06-6941-0351 内線 4817)

幼稚園振興グループ 杉山 ( " 内線 4860)

宗教・専各振興グループ 濱田 ( " 内線 4855)